

平成 27 年度第 3 回北広島市市民参加推進会議次第

日 時 平成 2 8 年 2 月 1 0 日 (水)
午後 6 時 3 0 分から
場 所 市役所本庁舎 2 階会議室

1 開 会

2 委嘱書の交付

3 市長あいさつ

4 委員、事務局の紹介

5 説明事項

(1) 市民参加条例及び市民参加手続きについて (別紙 1 ~ 3)

(2) 市民参加推進会議の位置付けについて

6 協議事項

(1) 市民参加推進会議の運営に関する確認事項について

(2) 今後の市民参加推進会議の審議内容について (別紙 4 ~ 5)

7 会長、副会長の選出

8 会長、副会長あいさつ

9 会議録署名委員の選出

10 その他

11 閉 会

4 委員、事務局の紹介

(1) 北広島市市民参加推進会議委員

選考区分	氏名	備考
公募に応募した者	北川 由合子	新任
	佐藤 尚生	再任(1期目: H25.12.1~H27.11.30)
	竹内 典彦	新任
	中野 梢	新任
	穂刈 有美	新任
	山野 直樹	再任(1期目: H21.8.5~H23.8.4)
市長が必要と認める者	小池 隆史	新任・北広島市自治連合会推薦
	深村 真人	新任・弁護士
市の職員	塚崎 俊典	市民環境部長
	中屋 直	企画財政部長

(敬称略・選考区分別)

(2) 北広島市市民参加推進会議事務局

所属	役職	氏名
企画財政部政策広報課	課長	平澤 肇
	主査	山本 真伸
	主事	高木 梢
<連絡先> 〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1 TEL: 011-372-3311(内線841) FAX: 011-372-3850 Mail: seisakuk@city.kitahiroshima.hokkaido.jp		

5 説明事項 (1) 市民参加条例及び市民参加手続きについて

「別紙1~3」, 事前配布をしている「市民参加条例解説書」を用いて説明いたします。

5 説明事項 (2) 市民参加推進会議の位置付けについて

1. 市民参加推進会議の位置付け

この会議は、北広島市市民参加条例第15条の規定に基づき、市民参加を適切に推進するとともに、市民参加制度を北広島市にとって望ましい、実効性のある制度として作り上げていくため、市民参加の実施、この条例の運用の評価などについて審議するための第三者機関として設置するものです。

推進会議は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関です。

2. 市民参加推進会議の審議事項

市民参加の実施に関する事項

- ・この条例に基づき実施される、市民参加の実施状況を検証し、市民参加の対象と方法について、審議します。

この条例の運用の評価に関する事項

- ・この条例に基づいて市民参加が適正に行われているかを検証するとともに、一定の評価基準を設けるなどして評価し、改善点やこの制度上での効果的な市民参加の進め方について審議します。

この条例及びこの条例に基づき市の機関が定める規則その他の規程の見直しに関する事項

- ・第1号、第2号の審議を踏まえ、必要のある場合はこの条例及び規則の見直しを審議します。
- ・条例の見直しについては、第17条で市長が行うことを規定しており、その附属機関としてこの条例の見直しについて所掌事項としたものです。

その他市民参加に関する事項

- ・この号は、第1号から第3号まで以外で、市民参加の推進に関する事項を所掌事項としたものです。

6 協議事項 (1) 市民参加推進会議の運営に関する確認事項について

1. 会議の公開

北広島市情報公開条例第20条に基づき、原則として、会議は公開とします。傍聴を希望する者は、氏名等を傍聴者受付簿に記入のうえ、非公開の会議を除き傍聴を認めるものとします。ただし、会議の秩序を乱す行為や会議の妨害となるような行為をした場合は退場を求めることとします。

北広島市市民参加条例第9条第4項に基づき、委員の氏名、選考区分、所属等、任期については、市ホームページで公表します。

北広島市市民参加条例第9条第5項に基づき、会議の開催の日時及び場所については、市ホームページで公表します。

北広島市市民参加条例第9条第7項に基づき、会議録は、議事及び発言の要旨等を文書として記録し、非公開の会議を除き、市ホームページで公開します。

公開にあたっては、個人情報の保護に十分配慮し、発言者名については匿名とします。

2. 会議のルール

時間を厳守し、迅速な進行を心がけます。

欠席又は遅参する場合は、事前に事務局に連絡します。

個々の意見を尊重し合い、異なる意見にも十分耳を傾けます。

特定の個人や団体を誹謗及び中傷する発言は厳禁とします。

発言は要点を整理し、簡潔に行うようにします。

会議の進行役は、発言が偏らないように公平に意見を求める運営に配慮するとともに、少数意見についても発言の機会を保障します。

合意形成を目指して、議論を尽くすよう努力します。

3. 意見集約の方法

少数意見でも尊重します。

一度出た結論については、原則として再度議題とはしないものとします。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、推進会議に諮ったうえで再度議論することとします。

4. 改正等

この確認事項は、推進会議で協議の上、変更又は追加できるものとします。

参考（市民参加条例施行規則第8条）

- (1) 条例第15条第1項に規定する推進会議(以下「推進会議」といいます。)に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定めます。
- (2) 会長は、会務を総理し、推進会議を代表します。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。
- (4) 推進会議は、会長が招集します。
- (5) 会長は、推進会議の会議の議長となります。
- (6) 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。
- (7) 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。
- (8) 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定めます。

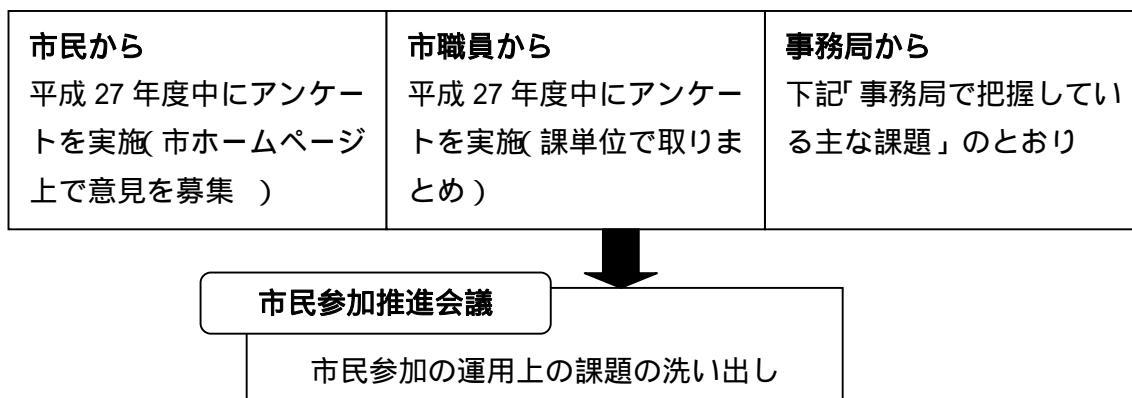
6 協議事項 (2) 今後の市民参加推進会議の審議内容について

市民参加条例は制定から6年が経過し、市民参加手続きの対象や方法、また、市民参加に関する評価のあり方などについて、検討をすべき時期に来ていると考えます。

6年間実施してきた市民参加条例の制度上の課題を洗い出し、現在の制度の運用にどのような修正を加えればよいか、また、市民がより積極的に市民参加していくためにはどのようにすべきであるか、などについて比較的自由的な討論を基本とし、概ね2年間をかけて市民参加制度の運用の方向性についての検討をし、推進会議としてのご意見をいただきたいと思います。

1. 運用課題の洗い出し

運用課題としてどのようなものが考えられるか、市民や市職員等から意見を集め、市民参加推進会議で課題の洗い出しを行います。(アンケート案は別紙4～5のとおり)



<事務局で把握している主な課題>

市民参加条例の運用に関する課題

- ・ 成熟した議論の難しさ
市民参加手続においては、行政の批判や要望が中心となりやすく、成熟した議論が難しい。
- ・ 市民参加手続き手法の選択方法
市民参加手続き手法は、現在パブリックコメントと審議会に偏っている状況である。市民参加手続きの事前評価は行っているが、どの市民参加手続き手法を選択するのは担当課任せとなっている。
- ・ パブリックコメントを実施する時期・段階
現在は最終案の段階で行っているが、企画立案時の方が意見を出しやすいという声もある。
- ・ 市民参加推進会議委員の任期
現在、再任は1回のみとされているが、成熟した議論を進めるため改正の必要があるのではという声もある。
- ・ 条例の運用の評価方法の見直し
現在は、対象事業(条例の制定など)ごとに事前評価・事後評価を行っているが、市民参加手続き手法別に運用状況や効果を検証すべきとの意見もある。(例えば、市全体として審議会の運用方法(事前の資料配布や会議の公開など)は適切に行われているかどうか検証を行う、など。)また、現在の評価調書は、意見提出者の年代に関する項目がないなど、見直しの検討が必要だと思われる。

参加者の固定化・特定化

- ・ 限られた市民の参加にとどまっており、市民が市政に関心を持つための工夫や、市民参加の実施に関するわかりやすい情報提供が必要である。

市職員の事務負担の問題

- ・ 効率性の問題
より多くの市民の参加や丁寧な情報提供や議論を求めるほど、市民参加手続に要する時間や手間、コストがかかる。
- ・ 市民参加手続きの対象の再検討
他市と比べて対象が多く、軽減を求める声もある。

2. 課題の検討と改善のための提案

市民参加推進会議で洗い出した課題について、その原因などについて分析するとともに、課題の解決に向けた方針の検討を進め、推進会議として、市に対して改善の方向性についての意見をいただきます。

今後のスケジュール（案）

平成27年度	第3回 (2月)	会議の進め方・意見交換	課題の整理
	第4回 (3月)	課題の取りまとめ・カテゴライズ	
平成28年度	第1回 (5月)	平成28年度市民参加手続きに係る事前評価	平成29年度中を目途に 全課題について検討
	第2回 (7月)	平成27年度市民参加手続きに係る事後評価	
	第3~5回	課題解決の方向性検討、改善のための提案	
平成29年度	第1回	平成29年度市民参加手続きに係る事前評価	
	第2回	平成28年度市民参加手続きに係る事後評価	
	第3~5回	課題解決の方向性検討、改善のための提案	

条例の改正が必要な案件については、平成30年度中を目途に改正いたします。

3. 市民参加に関する意見交換

前ページに記載した、「事務局で把握している主な課題」について、また、各委員がご自身の経験などから市民参加の課題として考えていることなど、自由に意見を述べていただきたいと思います。

皆さんからいただいた意見を基に、また、これから実施する市民や市役所内からのアンケート結果を踏まえ、今後検討すべき課題を事務局として整理し、次回会議で提示させていただきます。

7 会長、副会長の選出

会 長： _____

副会長： _____

9 会議録署名委員の選出

会議録署名委員： _____

10 その他

・ 次回推進会議の開催日程

日時：平成28年 月 日() 午前・午後 時 分から